

日医発第 191 号（情シ）（保険）
令和 7 年 4 月 23 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する
PR 動画のご活用について（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省では、被保険者証の有効期限が、順次到来していく中で、丁寧な周知を行うための動画を作成したとして、周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。

動画の内容としては、

- ・被保険者証の有効期限後は利用できなくなり、マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診する必要があること
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいない方（マイナ保険証をお持ちでない方）に対しては、被保険者証の有効期限までに、申請によらず資格確認書が交付されること
- ・高齢者や障害者等のマイナ保険証による受診が困難な方については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき、資格確認書が交付されること

動画については、下記 URL からダウンロード可能となっており、デジタルサイネージなどに活用いただければとのことです。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者については、令和 8 年 8 月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況や申請によらず資格確認書が交付されるとのことで、ご活用の際にはご配慮いただければとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

<動画ダウンロード URL>

○令和 7 年 7 月 31 日以降順次、健康保険証の有効期限が満了する方向け動画
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477484.mp4>

○マイナ保険証のメリットならびに資格確認書の交付対象者に関する動画
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477486.mp4>

※再生動画の右下「・・・」をクリックいただきダウンロードしてください。

【別添資料】

・事務連絡：マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する PR 動画のご活用について（周知依頼）

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 21 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関するPR動画のご活用について（周知依頼）

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、その後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

今後、国民健康保険及び後期高齢者医療制度にて発行済みの被保険者証の有効期限が、多くの保険者において順次到来していく中で、引き続き、マイナ保険証の利用促進に取り組むとともに、被保険者の皆様が安心して医療機関等を受診いただけるよう、マイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関し、特に以下の点について、被保険者の皆様に対し丁寧な周知が必要と考えています。

- ・ お手元の被保険者証の有効期限到来後は、被保険者証が利用できなくなり、マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診する必要があること
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいない方（マイナ保険証をお持ちでない方）に対しては、お手元の被保険者証の有効期限到来までの間に、申請によらず資格確認書が交付されること。また、高齢者や障害者等のマイナ保険証による受診が困難な方については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき、資格確認書が交付されること

今般、上記についての説明を行っている動画をテーマごとに制作し、以下URLからダウンロードできるようにいたしました。

つきましては、本動画を用途に合わせてご活用いただき（例えばデジタルサイネージなど）、積極的なご活用をお願い申し上げます。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者については、令和8年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況に関わらず申請によらず資格確認書が交付されるため、ご活用の際にはその点について補足いただくなど、ご配慮をお願いいたします。

記

《動画ダウンロードURL》

- 令和7年7月31日以降順次、健康保険証の有効期限が満了する方向け動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477484.mp4>

- マイナ保険証のメリットならびに資格確認書の交付対象者に関する動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477486.mp4>

※ダウンロードする際は、再生動画の右下「・・・」をクリックいただきダウンロードを選択してください。

以上

関係団体一覧

別記

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
独立行政法人 国立病院機構本部
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部
独立行政法人 労働者健康安全機構本部
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
健康保険組合
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省高等教育局私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局準公営企業室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局